

氏名	林 佳芳
学位の種類	博士（ 文学 ）
学位記番号	博 甲 第 7999 号
学位授与年月日	平成 29 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	Images of “Japan” in Postcolonial Taiwan: Contested Terrain of Memory and National Identity (ポストコロニアル・台湾の「日本」表象：記憶と国家アイデンティティ)

主査	筑波大学	教授	Ph.D.	竹谷悦子
副査	筑波大学	教授	博士（文学）	中田元子
副査	筑波大学	准教授	博士（文学）	吉原ゆかり
副査	白百合女子大学文学部	准教授	Ph.D.	マクナイト, アン

論 文 の 要 旨

本論文は、日本統治時代の記憶が、台湾の国家アイデンティティ形成に果たす文化的役割を論じるものである。台湾にとって戦前から戦後への移行は必ずしも植民地主義の終焉を意味しない。戦後の台湾は、本土から逃れてきた蒋介石/国民党の支配により、中国ナショナリズムが移植され、その枠組みのなかで自らの過去と現在の歴史を理解することが要請された。本論文は、日本統治時代の記憶が、近年メディアによりいかに書き換えられたかを解明するものである。

「日本語世代」の私的な記憶が、メディアを媒介として、後世の若者たちによって共有されるときその記憶は一枚岩でなく、台湾とは何かという問題と相俟って多義的で複層的にならざるを得ない。それは彼らが統治時代を実際に経験しなかったからだけでなく、国民党の中華主義的な教育を受けてきたからであり、それが統治時代の記憶の在り方を複雑にすると著者は指摘する。本論文は、統治時代の記憶の表象、そして忘却と想起のダイナミズムを、台湾の国家アイデンティティ形成のせめぎ合いの場として考察する。

本論文は、メモリー・スタディーズ、とりわけユダヤのホロコーストの記憶の問題から理論化されたマリアンヌ・ハーシュのポストメモリー論を参照しつつ、一見ホロコーストとは無関係な歴史文脈（台湾）にポストメモリーの概念を布置し、出来事を直接経験していない世代における記憶の問題を前景化する。著者が注目するのは、直接的な記憶に頼ることができない事後の世代が依拠する、記憶の伝達と生成（あるいは再編）の装置としてのメディアである。著者はドキュメンタリー、大衆映画、文学などのテキスト、さらにはそれらをめぐって紡ぎ出されるソーシャル・メディアによるコメントを分析対象とする。

第1章では、慰安婦の記憶、さらには慰安婦をめぐる台湾の記憶を、台北市婦女救援基金会制作による、元・慰安婦のインタビューから構成される2つのドキュメンタリー映画『おばあさんの秘密』(1997年)および『蘆葦の歌』(2013年)を題材として検証する。前者では、日本人は中国ナショナリズムの物語が要請する、性暴力加害者として一枚岩的に描かれている。これに対して、慰安婦のトラウマのセラピー・ワークショップをテーマとする後者では、統治時代の日本をめぐる慰安婦の複層的な記憶の重要性が前景化されている。著者によれば、16年を隔てて制作されたこの2つのドキュメンタリーのテーマや論調のシフトは意味深長であり、近年の従軍慰安婦問題の政治化こそ、異なる記憶のせめぎ合いを台湾に生み出しているという。

第2章では、台湾における「皇民」をめぐる記憶を考察する。二人の台湾知識人、作家の周金波と前総統の李登輝、を分析の俎上に載せ、日本統治下から現代までの「皇民」という単語のシグニフィケーションの変遷を詳細に跡づける。前半部分では「皇民作家」として否定的な評価が下され、忘れられていった作家周の短編「志願兵」を読解し、後半部分では大日本帝国の「日本人」であったことを明言し論争をまき起こした李を、ポストコロニアル皇民として位置づける。「皇民になること」つまり「日本人になること (becoming Japanese)」をめぐる不断の論争は、台湾における「台湾人になる (becoming Taiwanese)」プロセスの困難さを物語るものにほかならない。そして「皇民」というタームは、台湾のリミナリティー (未完の状態) を逆照射するものであると著者は示唆する。

第3章は、日本統治時代を経験していない世代の監督が制作した映画に描かれる記憶を議論する。『海角七号 君想う、国境の南』(魏徳聖監督, 2008年), 『セデック・バレ』(魏徳聖監督, 2011年), 『KANO 1931 海の向こうの甲子園』(魏徳聖制作, 馬志翔監督, 2014年)の3つの作品は、台湾における民族や言語の多重性だけでなく、こちら側/あちら側の空間の揺らぎ、終わりのないエンディングを通して、台湾におけるアイデンティティの問題性をもあぶり出していると著者は述べる。これら一連の大ヒット作は、台湾の過去をめぐる集合的記憶を再創出するが、登場人物たちの挫折は、流動的で不安定な国家 (あるいは非・国家) 形態をもつ台湾の現実のフラストレーションと共鳴する。

第4章では、2人の若い日本人女性ディレクターが制作したドキュメンタリーの分析の作業を通して、ポストメモリーについて考察する。酒井充子による『台湾人生』(2008年)と『台湾アイデンティティ』(2013年)は、台湾人に生まれながら、日本人として日本語で教育を受けた「日本語世代」がもつ記憶をテーマにするものである。一方、田中實加による『湾生回家』(2015年)は、日本統治時代の台湾で生まれ、第二次世界大戦後に日本本土へ引き揚げた日本人の記憶を辿るものである。日本人女性ディレクターによる、「日本化した台湾人」と「台湾化した日本人」をめぐるドキュメンタリーは、台湾のポストコロニアル議論に欠落していた、日本との対話というアスペクトの抽出を可能にすると著者は示唆する。著者によれば、これらのドキュメンタリーに共通する、郷愁という感情は、植民地時代の回帰への欲望ではなく、自己のアイデンティティ形成と結びついた価値を保持するための選択的記憶であるという。

結論部では、統治時代の記憶を再訪し再検証することの重要性を強調する。家族あるいは共同体の外部に押しやられた記憶を取り戻そうとする後世の世代の選択は、国民党によるナショナリズム教育による記憶の改竄を防ぎ、さらには過去の歴史に対して誠実になるということの意味する。コロニアルな遺産である記憶の再編は、ポストコロニアル台湾のアイデンティティの形成にほかならないことを著者は明らかにする。

審査の要旨

1 批評

本論文は、錯綜する感情（ノスタルジーや怒りなど）を伴い、一見個人的でプライベートな領域に生起するかに思える「記憶」を、台湾の国家アイデンティティ形成の問題に接続させていく、野心的な文化研究の力作である。記憶することを政治的な行為として理論化する本論文は刺激的である。記憶の複層性やせめぎ合いは、ナショナリズムが再生産し続ける二項対立（台湾/日本、抑圧/被抑圧、従属/抵抗）を攪乱し、台湾における複雑な権力構造とアイデンティティ形成を検証するための重要な鍵となるという主張には説得力がある。

メモリー・スタディーズのなかに位置づけられる本論文は、ポストメモリーの概念を援用しながら緻密な言説分析を行い、全体的に完成度の高い論考となっている。各章で繰り広げられる精妙で的確なテキスト解釈も見事である。記憶の担い手としての分析対象は、知的エリートから社会的に周縁化されたグループまで広範に渡りバランスがとれている。分析対象とするテキストとしても、文学作品から映画まで横断的に選択され、同時に日本・台湾の双方向の視座を担保するものとなっている。

また著者は、研究者としての自己の立ち位置に対してもきわめて意識的である。日本の統治時代の記憶、とりわけノスタルジーを扱う作業の危うさ、そのような試みがアジア支配や占領を正当化する日本の新保守的ナショナリズムと接続してしまう危険性を常に意識しながら、そのようなナショナリズムのイデオロギーに回収されないように、著者は慎重に議論を運んでおり、その点は高い評価に値する。

本論文のもうひとつの大きな功績は、日本のポストメモリーの問題にも焦点をあて、従来の日台の比較文化研究に新たな知見をもたらしている点である。近年日本でも統治下の台湾をめぐる記憶の検証に対する高い関心が見られることから、本論文は、新しい学問の潮流を創り出す研究となるだろう。

その研究の画期的な意義から刊行が待たれる論文であるが、今後に向けて残された課題がないわけではない。本論文提出後に、第4章で論じられているドキュメンタリー映画『湾生回家』のプロデューサーである田中實加の身分詐称疑惑が報道されるという事件が起きた。田中實加を名乗る陳宣儒は、自身を日本統治時代の台湾に生まれ終戦で引き揚げた日本人「湾生」の孫であると主張していたが、その詐称を認め謝罪を行っている。結果として、（著者自身の責任ではまったくないが）論文が拠って立つ事実の一部揺らぎが生じてしまっており、論文の刊行の際には修正が必要となる。さらに身分・アイデンティティの詐称がもつ文化的意味をも考察すべきだろう。

しかしこれは、本論文の高い学術的価値ゆえに期待される今後の課題であり、本論文の総体としての価値はいささかも揺らぐものではない。

2 最終試験

平成29年1月28日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。